

少子化の中での幼児教育・保育のあり方に関する提言書

本委員会は、「少子化の中での幼児教育・保育のあり方」を喫緊の課題と捉え、その実情を深く理解するため、精力的に視察研修、関係団体との意見交換、そして常任委員会所管の枠組みを超えた多角的な討議を重ねてきた。

全国的な少子化の波が押し寄せる中、本市の出生数の減少は憂慮すべき状況であり、既に保育所の定員割れという形でその影響は顕在化している。このままでは、保護者が安心して子どもを産み育て、未来を託せる幼児教育・保育の環境維持、そしてその現場を支える保育人材の確保という、本市の根幹を揺るがす事態を招きかねない。

かかる危機的状況を打破し、子どもたちの健やかな成長と地域社会の持続可能性を確固たるものとするため、私たちは、先の意見交換会において肌で感じた現場の切実な声をもとに本市独自の視点と決意を示し、未来を切り拓くための施策を提言するものである。

記

1 幼保小の連携強化

- (1) 幼保小の連携については、教育委員会が窓口となり、一貫した取り組みを推進すること
- (2) 幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、本市における幼児教育・保育の位置づけの浸透を図ること
- (3) 幼保小の円滑な接続と相互理解を推進するため、国が推奨する幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーターを配置して、その機能の中核となる「幼児教育センター」の設置に向けた具体的な調査と検討を県に要望するなど、地域一体で幼児教育・保育の質を高め合う体制を構築すること

2 施設の経営安定化への支援

- (1) 持続可能な保育・教育サービスの提供を図るため、市内保育園・認定こども園の相互の協力・連携を進めること
- (2) 園舎の老朽化に対する相談支援を手厚くし、修繕費補助の充実を図ること
- (3) 将来的な園の統廃合にあたっては、円滑に進むよう支援するとともに、市有財産貸付契約の原状復旧の条件の見直しを進めること
- (4) 統廃合後の余剰施設は、多機能化による利活用を検討し、地域の新たな価値の創出を図ること
- (5) 国や県と連携を図りながら、既存の補助金のあり方を見直し、物価高騰対策を講じること

3 インクルーシブな幼児教育・保育体制の強化

- (1) 軽度発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもが、他の子どもたちと共に豊かに育つ環境を整備するため、保育士等の配置基準の見直しを国に要望するとともに、本市独自に保育士や専門家（看護師等）の配置基準やそれに伴う補助制度を検討すること
- (2) 相談支援体制を強化し、遅延なく専門家へつなぐこと
- (3) 保育士・幼稚園教諭に対する専門的な研修の機会を充実させ、保育現場の相談対応力を向上させるとともに、多様なニーズを持つ子どもたちが共に育つ環境づくりを推進すること

4 保育人材の確保と定着

- (1) 県と連携し、「保育士・保育所支援センター」の活用や潜在保育士の掘り起こし持続可能な保育体制を確保すること
- (2) 都市部への人材流出を防ぐため、処遇改善や多様な働き方を支援するとともに魅力ある職場環境づくりやPR方法を検討すること
- (3) 保育現場の働き方改革を推進するとともに、子育て世代の女性が働き続けられる環境を整備すること

5 子育て支援体制の充実

- (1) こども家庭センター「ぎゅっと」をはじめとする子育て支援施設の機能やアクセスの見直し、散在する相談窓口のワンストップ化を図ること
- (2) 乳幼児健診の場所を船場町から移転させること
- (3) 休日や雨の日でも無料で遊べる大型児童遊戯施設等の整備を検討し、中高生の居場所を備えた子育て支援拠点施設の充実を図ること
- (4) 子育てにおける様々な課題を地域全体で分かち合い、誰もが「子育ては楽しい！」と心から感じられるような子育てを支える機運の醸成に努めること
- (5) 人事異動で業務が停滞しないような人材配置に留意すること